

入會勸誘ニ努ム所アリシモ同鑛山労働者ノ多數ハ  
土地出生ノモノニテ今人等ニ應從スルヲ無ク寧ロ上  
ヲ回避スル状ナルヲ以テ今人等ハ元鑛山役賃ヲ  
上高田某ヲ使喚シ五六ノ鑛夫ヲシテ尤モ苛求ヲ  
爲シノ自身亦鑛山長ヲ訪問シテ待遇改善ニ交渉  
スル事鐘々勸業ニ所アリタリ

記

1. 從來ノ外米混入ヲ全廢シ一年値段ハ三十

錢ニテ供給スルコト

2. 一般労働者ノ賃金ハ現在ノ四割増トナスコト

3. 退職ノ際ニ於テ勸業慰勞金ハ足尾鑛山ト

同一ニスルコト

今人等某山ノ勸業ハ全鑛山坑夫松岡徳治が同僚

ニ毆打サレテ負傷シ鑛山ノ救濟ヲ求メケルモ思ハシカサス

シテ前記兩名ノ來援ヲ求ムルモノアリシニ由ルモノナリ

經過